

# 業務部速報



No. 72

発行 11. 12. 16

JR東労組 業務部

## 安全で質の高い医療を提供できる医療職場の 人事・賃金制度の実現を求める申し入れ **申11号** **第3回③**

55歳以降の賃金は制度上の問題で会社が見るべき。我々が積み立てる必要はない!

【第18項】提案資料第3項第2号②イ(ア)(b)に定める所定昇給額を【別紙2】の内容に改めること。  
(申11号および交渉のポイントP4参照)

組合

所定昇給額の1割減は仕事の意識にもつながる。子育て世代も多く賃金カーブの低下はNo!

会社

ライフスタイルの変化を考慮しながら、55歳以上を100%化し生涯賃金を上げるのが最も良い。

**生涯賃金だけでは図れない!**

審査と試験ではその内容は大きく違う! 試験での昇給額を増額すべきだ!

【第19項】提案資料第3項第2号③イ(ア)(b)に定める昇格昇給額を【別紙3】の内容に改めること。  
(申11号および交渉のポイントP3参照)

組合

審査での合格と、試験での合格が同列に扱われている。昇給額に差額があるべきだ!

会社

初任給の立ち上げを早くして若い人が多くもらえるようにしている。

**試験と審査は同列で、金額面しか考えないのか?**

審査は日常業務に対する評価、試験はペーパー試験+面接でハードルは高いはず。

T等級を新設してバランスを考えて再配分している。E→D等級を9000円と下げればバランスはよい。

**差額をつける為に審査の昇給額を下げるという発想はない!**

第1回交渉で議論となったS等級の考え方が一転するなど(第12項)交渉を重ねるごとに会社案の矛盾点が浮き彫りになってきました。残り4項目! 組合案実現に向けて交渉していきます。

次回交渉は  
12月19日